

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

春日部市長

市町村名 (市町村コード)	春日部市 (11214)	
地域名 (地域内農業集落名)	豊野地域 (赤沼新田、赤沼下手、赤沼新町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月25日	
	(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、半数以上が70歳以上と高齢化が進み、農業後継者も減少しているため遊休農地の増加が懸念される。耕作者の後継ぎや経営規模を拡大したい農業者も少ないため、現状の自作農業者による農地利用を維持しつつ、地域内の意欲のある担い手の発掘や地域外からの担い手の参入など地域を支える農業者の確保が喫緊の課題である。

赤沼地区は、田が約23.87ha、畑が約17.13haであり水稻の作付けが多い地域である。

現在は地区内の自作農業者や、近隣地区の農業者が地区内の多くの農地を耕作しており、地域で農地の維持をしている状況である。

しかし、農業者の高齢化が今後さらに進むことが考えられることから、今後地域を支える農業者の確保が課題となる。

【地域の基礎的データ】

農業者数:63人(うち70歳以上49人、78%)、中心経営体数:3(基準到達者:1人、地域外認定農業者:2人)、主な作物:水稻、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来は、地域内外から担い手を確保していくとともに、農地の出し手の確認及び農地の配分・再配分について、持続的な話し合いを行い、農地の集積・集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.04 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積	23.96 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域内の農地の一部とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
持続的な話し合いを継続しながら各農業者の意向に基づき農地の集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手や自作農業者の経営意向を踏まえ、農地を農地中間管理機構を活用して、段階的に集約化を進める。その際、所有者の貸付意向にも配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内農地において、担い手の経営意向を踏まえ、農地の集積・集約のため必要に応じて地域の実情に沿った基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内や近隣地域からの多様な経営体の参入の調整・検討について、意向を踏まえながら市及びJAと連携し担い手を確保する。特に、まとまった農地については担い手の意向を踏まえ近隣地域の受け手や法人参入も視野にいれ検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の作業効率化や遊休農地の発生防止を図るため、適宜必要となる作業について農業支援サービス事業者等の作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
⑦耕作が出来なくなった農地の解消を図るため、農地の集積・集約化をするとともに、多面的機能支払交付金も活用し、農道や水路の管理の効率化も進めながら、農村環境の維持を図る。